

会議要録

会議名	平成26年度第1回 八王子市消費生活審議会	
日時	平成26年5月14日(金) 午前10時～午前11時30分	
場所	クリエイトホール11階 第7学習室	
出席者氏名	委員	和田清美委員(会長)、鈴木麗加委員(副会長)、石見光夫委員、 北川寧楽路委員、佐藤万里子委員、樋口悦子委員、深沢靖彦委員 今井婉子委員、赤木省三委員、栗本正男委員
	事務局	松日樂義隆市民部長、山崎寿子消費生活センター所長 河井雅之主査、後藤正幸主任、檜森大作主事
欠席者氏名	なし	
議題	(1) 中核市移行に伴う「八王子市計量法関係手数料条例」の設定について (2) その他	
公開・非公開の別	公開	
非公開理由		
傍聴人の数	0名	
配付資料名	<当日配付資料> ・計量法関係事務の概要(資料1) ・移管事務スケジュール表(資料2) ・八王子市計量法関係手数料条例案(資料3) ・自治体事務の内訳(資料4) ・全国主要都市と東京都の条例設定状況表(資料5)	
会議の内容	事務局 : 定刻になりましたので、これより平成26年度第1回八王子市消費生活審議会を開会します。開会にあたり、松日樂市民部長から挨拶があります。 <部長挨拶>	

〈今井婉子委員就任の挨拶〉

〈配布資料の確認〉

〈委員の全員出席、傍聴者がいないことを報告〉

■議題（1）について

和田会長：委員10名のうち10名の出席をいただいておりますので、八王子市消費生活条例施行規則第6条第6項に基づき会議は成立しております。

次に、次第の「2.議事」に入る前に、会議の公開・非公開を決定したいと思います。本議題は、個人情報等、会議の公開に関する指針の非公開事項に該当するものがないとし、公開でよろしいでしょうか。

〈他の委員から承認の声あり〉

〈山崎所長より配布した資料1、2に基づき計量業務の概要を説明〉

赤木委員：定期検査の対象とならない、普段私たちが使うようなものさしはどのように検査されるのでしょうか。

山崎所長：定期検査は行われませんが、出荷した時に検定が行われています。使用することで狂いが生じないであろうものは定期検査の対象となりません。例えば、水道メーターなどは出荷時に検定が行われ、その検定の有効期間が過ぎれば、修理するか取り替えてもらい、改めて検定を行うこととなります。ものさしも全く同様に取り扱われるかはわかりませんが、定期検査の対象に法律上なっていないのは確かでございます。

石見委員：対象となるハカリを設置している事業所を市がすべて把握するのでしょうか。

山崎所長：以前は東京都が2年に1度定期検査を行っておりました。検査にあたり、事前に該当する市町村が調査し東京都に報告します。そのうえで、東京都が対象地域と期間を公示することとなっています。東京都に八王子市の検査に関するデータがございますので、それを八王子市が引き継ぐこととなります。また、都の定期検査を受けたことがない事業所や新しくお店を始めて、ハカリを購入された事業者は市に申し出をしていただくよう広報でお知らせしております。

和田会長：検査料としての収入はどのくらい見込めますか。

山崎所長：まだ細かく算出されておられません。

和田会長：現在、東京都に研修で1名派遣されていますが、業務量としてその1名で担当できる業務量でしょうか。

山崎所長：どのくらいの業務量が想定できない部分もございますが、1人で担うというよりか何名かで共有しながら、担当していきたいと考えております。夏に1か月間、つくば市の産業技術総合研究所で2名研修に行く予定となっております。

鈴木副会長：計量法はいつ頃から制定されているのですか。

山崎所長 : 計量法は昭和26年に制定されましたが、それ以前にも国の制度として度量衡法に規定されておりました。

石見委員 : この法律に罰則規定はありますか。

山崎所長 : 罰則規定はございません。ハカリが不正確な場合、市は事業者に対して改善するよう指導することとなります。

〈後藤主任より配布した資料3、4、5に基づき条例案を説明〉

深沢委員 : これまで八王子市で検査を受けた事業所のリストは、移行後、東京都から八王子市に引き継がれるのでしょうか。

山崎所長 : はい。引き継がれます。

深沢委員 : 八王子市の場合、広く適正なハカリを使っていただくため、申出制でなく届出制として条例に強くうたったほうよいと思います。また、市がハカリの販売業者等に対して計量法の内容を説明するよう義務づけする規定も必要ではないでしょうか。それから、例えばシールを貼るなど、消費者に検査を受けた事業所であると一目でわかるように何か工夫をしてほしい。手数料について検討する前に、市民や事業者に対する周知活動をどのように行うのか検討課題になるかと思えます。

山崎所長 : これまで以上に新しく取引に使うようなハカリを入手した事業所は市に申し出るよう周知の徹底をしていきたいと思えます。そのためには例えば、市内でハカリを取り扱っている事業所などに啓発用のパンフレットを置いてもらい、ハカリを買いにきた事業者配布してもらうなどして事業所と連携して周知を図りたいと思えます。また、消費者が検査を受けた事業所であるかを知ることは、検査済みの事業所を利用していただくために必要ですので、消費者への周知の方法について頂いた意見を参考に検討していきたいと思えます。

深沢委員 : 条例に事業者や消費者等の責務をうたったほうがよいのではないのでしょうか。

和田会長 : この条例に目的や理念がうたっていませんが、いわゆる「親条例」にあたる条例を制定する予定はありますか。

山崎所長 : 八王子市には「八王子市手数料条例」がありまして、あらゆる手数料の規定がございます。今回の検査手数料について「八王子市手数料条例」に盛り込まず、「八王子市計量法関係手数料条例」として独立した条例を制定するつもりで案をお示したところです。そのなかに手数料以外の内容を盛り込めるかは今後、法制課と調整しながら確認をしていきます。

和田会長 : 消費者の安心・安全という観点から市民生活や各事業所にとって計量法の持つ意味を条例に盛り込む必要があるのではないのでしょうか。条例に盛り込めなくても、基本計画に盛り込む必要はあるのではないのでしょうか。

山崎所長 : 基本計画の改訂時に盛り込む必要がある要素かと思えます。また、条例に盛り込めなかったとしても、市民に広く知れ渡るように要綱等に盛り込めるか検討していきます。

	<p>石見委員 : 受益者負担から言えば、手数料は全国统一であってよいのではないか。</p> <p>深沢委員 : ここで問題するべきはいかに消費者に計量業務について理解してもらうかということとハカリを提供する事業者がいかに認識させるかでないかと思います。</p> <p>鈴木副会長 : 商品量目検査や検定は、手数料はとれないものでしょうか。</p> <p>山崎所長 : 商品量目検査や検定は事業所が必ずやらなければならないものではなく、市が任意で実施するものであるので手数料が発生しません。</p> <p>栗本委員 : スケジュールの中の懸案事項とはなんですか。</p> <p>山崎所長 : 東京都と委託に関する調整事項などのことです。</p> <p>佐藤委員 : 皮革面積計を扱う事業者が現状市内にいないということであれば、規定がなくてもよいのではないのでしょうか。また、立入検査は事業者にどのように実施されるのか参考までにお聞きしたいです。</p> <p>山崎所長 : 現在、市内にそのような事業者がないことは東京都から聞いておりますが、法的に定期検査の対象となっておりますし、今後、そのような事業者が届け出す可能性がございますので、規定として載せていきたいと考えております。立入検査は量目が正しいかを事業者が任意で実施するもので手数料はかかりません。また、消費生活相談のなかで特定の事業所について相談が多い場合、そちらに出向いて、いつ頃検査を受けたかなど確認することも考えております。</p> <p>鈴木副会長 : 指導しても改善されない事業者がいる場合、その事業所を公表するなどの規定を盛り込んだ条例を制定することはお考えですか。</p> <p>松日楽部長 : 基本的には法律に基づいて業務を行い、その権限が市に移譲されますので、法律でその部分を市の条例で定めていいという規定があれば、対応していきたい。</p> <p>和田会長 : それが無理ならば、手数料条例を活かしながら基本計画に盛り込むことが自然ですね。</p> <p>■議題 (2) について</p> <hr/> <p>和田会長 : 次に議事関連の「その他」について事務局から何かございますか。</p> <p>山崎所長 : 第2回八王子消費生活審議会では、平成25年度八王子市消費生活基本計画の実施状況についてご意見をいただきましたと思いますので、今年度もご支援よろしく申し上げます。</p> <p>事務局 : <議事録の署名者及び第2回消費生活審議会の日程を確認></p> <p>和田会長 : それでは、以上をもちまして、本日予定された審議は終了となります。</p>
会議録署名人	平成26年 8月15日 佐藤 万里子 委員